

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 介護ロボット等の導入支援事業（第4条－第7条）

第3章 ICTの導入支援事業（第8条－第11条）

第4章 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業（第12条－第15条）

第5章 交付の手続（第16条－第25条）

第6章 補則（第26条）

第1章 総則

（交付の目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービス事業並びに同条第19項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う事業者（以下「障害者支援施設事業者等」という。）に対して、予算の範囲内において船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減及び効率化並びに労働環境の改善を図り、もって働きやすい職場環境の整備及び安心・安全な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）の例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護ロボット等の導入支援事業
- (2) ICTの導入支援事業
- (3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

第2章 介護ロボット等の導入支援事業

（補助対象者）

第4条 介護ロボット等の導入支援事業の補助金（以下この章において「補助金」という。）の対象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、市内において事業所及び施設（以下「事業所等」という。）を運営する障害者支援施設事業者等とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者が介護従事者の介護業務の負担軽減及び効率化並びに労働環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備及び安心・安全な障害福祉サービスの提供等を推進するため、介護ロボット等の導入支援事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき市内に所在する事業所等に介護ロボット等を導入する際に要する経費のうち、市長が認めたものとする。

2 前項の規定に関わらず、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

3 この補助金は、リース又はレンタルの場合において、リース又はレンタルの契約を締結した日の属する年度の3月31日までに要した費用のみを対象とする。

（対象機器等の要件）

第6条 補助金の対象となる機器等は、国実施要綱5(1)ウ i に規定する機器等とする。

2 導入する機器等は、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修する等、十分なフォローアップ体制がとられている機器等であること。

3 導入する機器等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク認証、電磁両立性（EMC）試験等により利用上の安全性が十分に確保されている機器等であること。

（補助金の算定方法）

第7条 補助金の額は、別表第1第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人にあっては、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を交付額とする。

第3章 ICTの導入支援事業

（補助対象者）

第8条 ICTの導入支援事業の補助金（以下この章において「補助金」という。）の対

象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ICT（AIカメラ等を除く。）の導入支援事業 次に掲げる要件を満たす事業者
ア 市内において事業所等を運営する障害者支援施設事業者等であること。
イ 市が開催するICT導入研修会に参加できる事業者であること。
- (2) AIカメラ等の導入支援事業 市内において事業所等を運営する障害者支援施設事業者等のうち、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者

（補助対象経費）

第9条 補助の対象経費は、補助対象者が介護従事者の介護業務の負担軽減及び効率化並びに労働環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備及び安心・安全な障害福祉サービスの提供等を推進するため市内に所在する事業所等にICTを導入する際に要する経費（以下「ICT導入経費」という。）のうち、市長が認めたものとする。

2 前項のICT導入経費は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) ICT（AIカメラ等を除く。）の導入支援事業 ICTの導入支援事業に係る事業計画書（以下この章において「事業計画書」という。）に基づきICTを導入する際に要する経費。
- (2) AIカメラ等の導入支援事業 事業計画書に基づきAIカメラ等を導入する際に要する経費。

3 前2項の規定にかかわらず、この補助金は購入（リース又はレンタルの場合を除く。）の契約を締結した日の属する年度の3月31日までに要した費用のみを対象とする。

4 前3項の規定にかかわらず、インターネット回線使用料等の通信費その他この補助金を交付する目的から逸脱している経費は補助の対象外とする。

（対象機器等の要件）

第10条 補助金の対象となる機器等は、国実施要綱5(2)ウ i から v に規定する機器等とする。

（補助金の算定方法）

第11条 補助金の額は、別表第2第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実

支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を交付額とする。

第4章 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

（補助対象者）

第12条 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業の補助金（以下この章において「補助金」という。）の対象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入事業 市内において事業所等を運営する障害者支援施設事業者等
- (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 市内において事業所等を運営する障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者

（補助対象経費）

第13条 補助金の対象経費は、補助対象者が介護従事者の介護業務の負担軽減及び効率化並びに労働環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備及び安心・安全な障害福祉サービスの提供等を推進するため市内に所在する事業所等に介護ロボット等やICTを複数組み合わせ導入する際に要する経費（以下「介護テクノロジーのパッケージ型導入経費」という。）のうち、市長が認めたものとする。

2 前項の介護テクノロジーのパッケージ型導入経費は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入支援事業 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業に係る事業計画書（以下この章において「事業計画書」という。）に基づき介護ロボット等やICTを組み合わせ導入する際に要する経費
- (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 事業計画書に基づく見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備に要する経費

3 前2項の規定にかかわらず、介護ロボット等及び見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

（対象機器等の要件）

第14条 補助金の対象となる機器等は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定め

るとおりとする。

- (1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入支援事業 第6条及び第10条に規定する機器等
- (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業 国実施要綱5(3)イに規定する経費
(補助金の算定方法)

第15条 補助金の額は、別表第3第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を交付額とする。

第5章 交付の手続

(交付申請)

第16条 補助金の交付を申請しようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表第4の左欄に掲げる補助対象事業ごとに右欄に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請を行うに当たっては、複数の業者から見積書を徴し、市長が必要があると認めたときを除き、最低の見積価格により交付申請額を算定しなければならない。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第17条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付の可否を決定し、その旨を船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するも

のとする。

(交付条件)

第18条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、介護ロボット等の導入に当たっては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて、同意を得た上で実施するものとする。
- (2) 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定の対象となった事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号。以下、「適正化施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないものとする。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合はこの限りではない。
- (7) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、及び当該帳簿並びに証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないものとする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、

又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、本文に規定する保管期間の経過後、当該財産の処分が完了する日又は適正化施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないものとする。

- (9) 第 3 条第 2 号及び第 3 号の事業で A I カメラ等を導入する場合は、国実施要綱 5 (2)ウ④に規定する要件を満たすこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業により導入した介護ロボット等及び I C T の内容、導入効果等についてホームページ等により公表することで、広く情報提供を行うこと。
- (11) 前号の規定により公表された内容は、厚生労働省、千葉県及び市が、活用事例としてホームページに掲載することができるものとする。

(変更等の手続)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金計画変更・中止・廃止申請書（第 3 号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金計画変更・中止・廃止可否決定通知書（第 4 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 1 月以内又は完了した日の属する会計年度の末日のうちいずれか早い日までに、船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金実績報告書（第 5 号様式）に別表第 5 の左欄に掲げる補助対象事業ごとに右欄に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第 21 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金確定通知書（第 6 号様式）により、当該報告をした者に通知するものとする。

(交付時期)

第22条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。
ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第23条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第23条の2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金返還命令書（第8号様式）により、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第24条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに市長に報告し、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならないこと。ただし、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合にはこの限りではない。

（事業報告書の提出）

第25条 補助事業者は、事業所等において、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等やICTの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果についての報告を、事業を完了した日から起算して1月以内に行うも

のとする。

第6章 補則

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護ロボット等の導入支援	障害者支援施設 1施設当たり 2,100千円 共同生活援助事業所 1事業所当たり 1,500千円 その他事業所 1事業所当たり 1,200千円	障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料、賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	<u>3</u> 4

備考1 1機器当たり30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

2 障害者支援施設事業者等が一の事業所等において、障害福祉サービス事業の指定を複数受けているときは、指定の数にかかわらず一の事業所等とみなす。

別表第2（第11条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ICT導入支援	1施設又は事業所当たり 1,000千円	ICT導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>3</u> 4

別表第3（第15条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	1 施設又は事業所当たり 10,000千円 (1) 介護テクノロジーのパッケージ型の導入に伴う経費 (2) 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費	(1)について 介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。） I C Tの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 (2)について 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	<u>3</u> 4

別表第4（第16条関係）

補助対象事業	関係書類
介護ロボット等の導入支援	ア 障害者総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）別紙2-1-2(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等導入支援）（施設等に対する導入支援分）事業計画書 イ 国交付要綱別紙2-1-2(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等導入支援）（施設等に対する導入支援分）積算内訳書 ウ 収入支出予算書抄本 エ 見積書の写し等（2者以上）
I C T 導入支援	ア 国交付要綱別紙2-1-3(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（I C T導入支援）事業計画書 イ 国交付要綱別紙2-1-3(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（I C T導入支援）積算内訳書 ウ 収入支出予算書抄本

	エ 見積書の写し等（２者以上）
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	ア 国交付要綱別紙２－１－４(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（パッケージ型導入支援）事業計画書 イ 国交付要綱別紙２－１－４(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（パッケージ型導入支援）積算内訳書 ウ 収入支出予算書抄本 エ 見積書の写し等（２者以上）

別表第５（第２０条関係）

補助対象事業	関係書類
介護ロボット等の導入支援	ア 国交付要綱別紙２－１－２(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等導入支援）（施設等に対する導入支援分）実績報告書 イ 国交付要綱別紙２－１－２(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット等導入支援）（施設等に対する導入支援分）経費報告書 ウ 収入支出決算（見込）書抄本 エ 補助対象事業費が確認できる書類の写し
ICT導入支援	ア 国交付要綱別紙２－１－３(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（ICT導入支援）実績報告書 イ 国交付要綱別紙２－１－３(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（ICT導入支援）経費報告書 ウ 収入支出決算（見込）書抄本 エ 補助対象事業費が確認できる書類の写し
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	ア 国交付要綱別紙２－１－４(3)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（パッケージ型導入支援）実績報告書 イ 国交付要綱別紙２－１－４(4)障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（パッケージ型導入支援）経費報告書 ウ 収入支出決算（見込）書抄本 エ 補助対象事業費が確認できる書類の写し

第1号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の内容 (該当事業に☑)	☐ 介護ロボット等の導入支援事業 ☐ ICTの導入支援事業 ☐ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
交付申請額	円
添付書類	(1)要綱別表第4に掲げる関係書類 (2)その他市長が必要と認める書類
消費税の適用に関する事項 (いずれかに☑)	☐ 消費税額を対象経費に含めずに補助金交付額を算定 ☐ 消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定 理由 (該当するものに○) ① 免税事業者である ② 簡易課税事業者である ③ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える。

第2号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付
可否決定通知書

船障第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入
支援事業費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

1. 交付する

事業の内容 (該当事業に☑)	☐ 介護ロボット等の導入支援事業 ☐ ICTの導入支援事業 ☐ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
交付決定額	円
交付条件	要綱第18条に規定するとおりとする。

2. 交付しない

理由

第3号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金計画
変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

年 月 日付け船障第 号で交付決定のあった事業の計画を（変更・中止・廃止）したいので、次のとおり申請します。

変更・中止・廃止の理由	
事業内容 (変更前)	
事業内容 (変更後)	
添付書類	

第4号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金計画
変更・中止・廃止可否決定通知書

船障第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金の（計画変更・中止・廃止）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認する

2. 承認しない

理由

第5号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け船障第 号で交付決定のあった船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金に係る事業実績について、次のとおり報告します。

事業の内容 (該当事業に☑)	☐ 介護ロボット等の導入支援事業 ☐ ICTの導入支援事業 ☐ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
事業の着手日及び 完了日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定額	円
対象経費精算額	円
添付書類	(1) 要綱別表第5に掲げる関係書類 (2) その他市長が必要と認める書類
消費税の適用に関する事項 (いずれかに☑)	☐ 消費税額を対象経費に含めずに補助金精算額を算定 ☐ 消費税額を対象経費に含めて補助金精算額を算定 理由 (該当するものに○) ① 免税事業者である ② 簡易課税事業者である ③ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える。

第6号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金確定通知書

船障第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、次のとおり通知します。

事業の内容 (該当事業に ☒)	☐ 介護ロボット等の導入支援事業 ☐ ICTの導入支援事業 ☐ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
交付決定額	円
交付確定額	円

第7号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名
代表者職氏名

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費補助金の交付を次のとおり請求します。

交付決定日	年 月 日			
交付決定額	円			
交付確定日	年 月 日			
交付確定額	円			
交付請求額	円			
振込先			☐ 銀行 ☐ 信用組合 ☐ 信用金庫 ☐ 農協	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所
	金融機関コード			支店コード
	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他 ()		口座番号
	フリガナ			
	口座名義			

第8号様式

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金返還命令書

船障第 号
年 月 日

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名 様

船橋市長 

船橋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱の規定により、
次のとおり補助金の返還をしてください。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 の 理 由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
交 付 確 定 額	円